

認 定 書

国 住 指 第 3 2 8 8 号
平成 24 年 2 月 21 日

株式会社 佐藤林業
代表取締役 佐藤 利郎 様

国土交通大臣 前田 武志



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号並びに同法施行令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号イ及びロ（間仕切壁（耐力壁）：各 1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF060BP-0058
2. 認定をした構造方法等の名称
丸太組構法間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名

丸太組構法間仕切壁

2. 申請仕様の寸法

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項 目	申 請 仕 様
壁の高さ [座屈高さ]	平成14年国土交通省告示第411号（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める件）に基づく寸法とする。 なお壁の高さを設計するにあたっては、建築物に作用する荷重が、間仕切壁及びその一部分（交差部の間隔内）に加えられた場合に、ログ部材上下間で接する部分の幅（かかり幅）[座屈方向の寸法]及び壁長さ[座屈方向に対して直交方向の寸法]に応じて、平成13年国土交通省告示第1024号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）の圧縮材の座屈の長期許容応力度に基づく値（横圧縮応力度）を上回らないようにする。 この際のログ部材の許容応力度及び材料強度は、建築基準法施行令第89条、同第95条及び平成12年建設省告示第1452号（木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sを定める件）による数値から、木構造設計基準・同解説[日本建築学会編]に記載されている木材の繊維方向の許容応力度に、0.125の係数を乗じて許容横圧縮応力度（全面横圧縮）に換算したものをを用いるものとする。
壁の幅	平成14年国土交通省告示第411号に基づく。
交差部の間隔	平成14年国土交通省告示第411号に基づく。
通しボルト及びダボの間隔	1000mm以下

3. 申請仕様の構成材料

申請仕様の主構成材料を表2、副構成材料を表3に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項 目	申 請 仕 様
ログ部材	材料：無垢材 樹種：杣組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年農林水産省告示第600号）別表2又は構造用集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1052号）第5条第2項(1)イ表に掲げる、腐れ、著しい曲がり等による耐力上の欠点がないもの 寸 法：サト-1 130mm×210mm〔許容差：±2mm〕 サト-2 150mm×175mm〔許容差：±2mm〕 サト-3 170mm×175mm〔許容差：±2mm〕 かかり幅：サト-1 110mm〔許容差：±2mm〕 サト-2 111mm〔許容差：±2mm〕 サト-3 112mm〔許容差：±2mm〕 加工精度：±1mm 含水率：20%以下 気乾密度：0.38（±0.07）g/cm³以上

表3 申請仕様の副構成材料

項 目	申 請 仕 様
留付材	材料：1) 又は 2) の一 1) 通しボルト接合 ・通しボルト：径13mm以上（材質：一般構造用圧延鋼材（JIS G 3101）） ・ナット：六角ナット（JIS B 1181）、 つなぎ長ナット（材質：鋼材（防錆処理品）） ・座金：①又は②の一 ①角座金：厚さ6mm、□-50mm×50mm以上（JIS B 1256） ②丸座金：厚さ6mm、φ50mm以上（JIS B 1256） 2) ダボ接合 ・ダボ：平成14年国土交通省告示第411号に基づき、①又は②の一 ①鋼製 φ9mm以上 ②木製 小径25mm以上

4. 申請仕様の継ぎ手形状

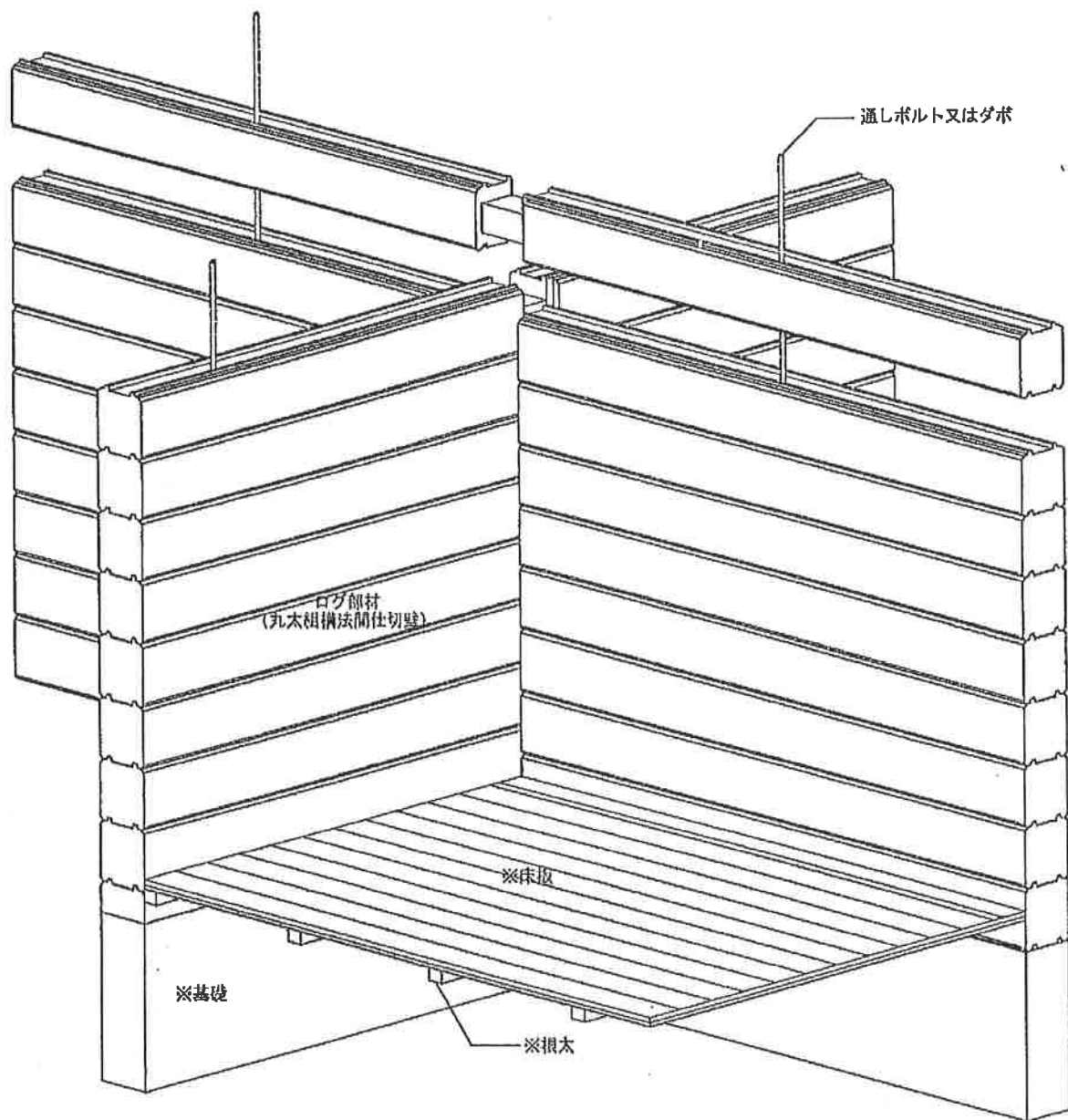
申請仕様の継ぎ手形状を表4に示す。

表4 申請仕様のログ部材継ぎ手形状

項 目	申 請 仕 様
あり継手	材料：なし（端部加工のみ） 加工形状【雄側】： ・あり首幅：30mm ・あり先幅：45mm ・あり長さ：30mm

5. 構造説明図

構造説明図を図1～図5に示す。

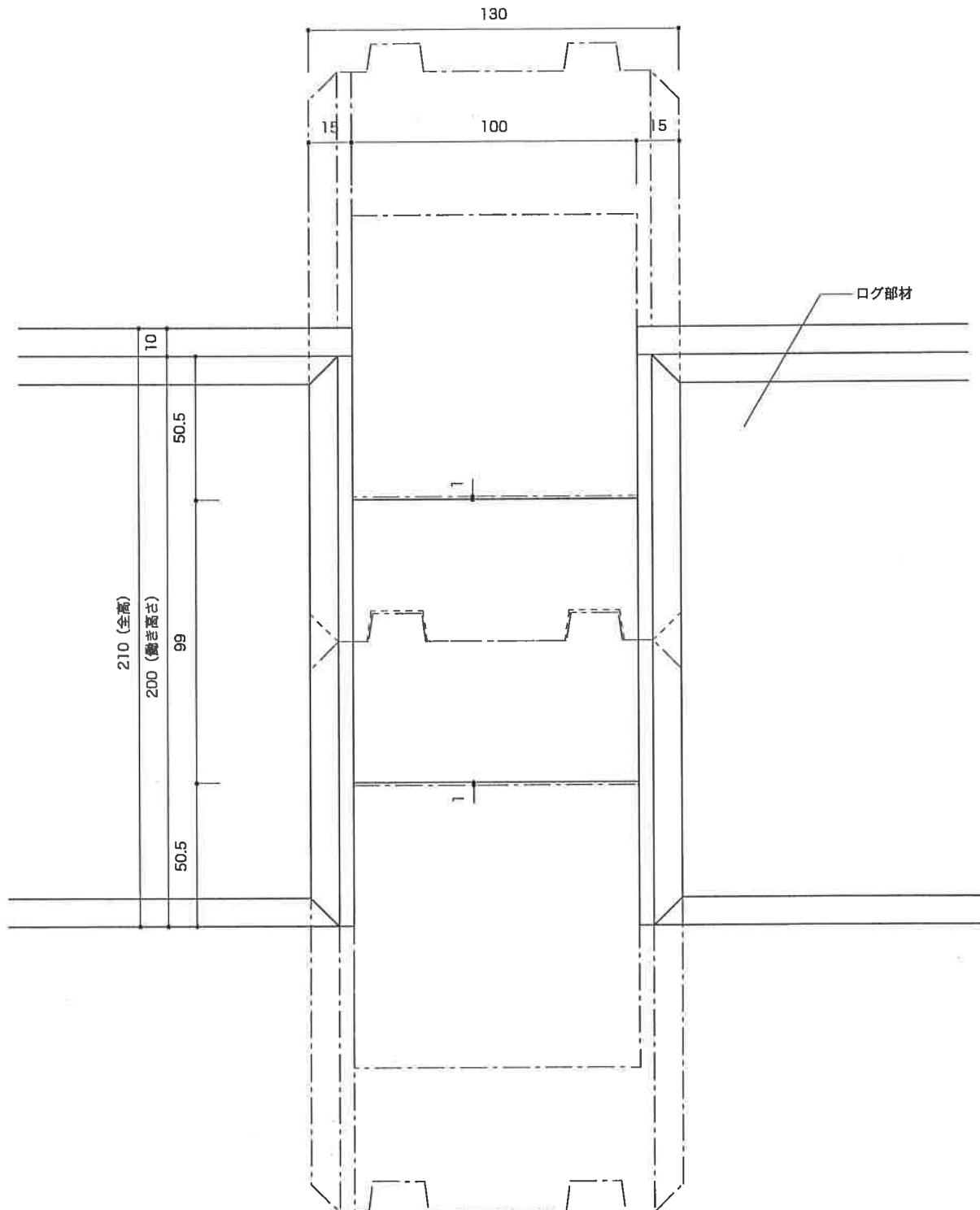


※申請対象外とする。

図1 透視図

図3 (1) 交差部側面詳細図 単位: mm

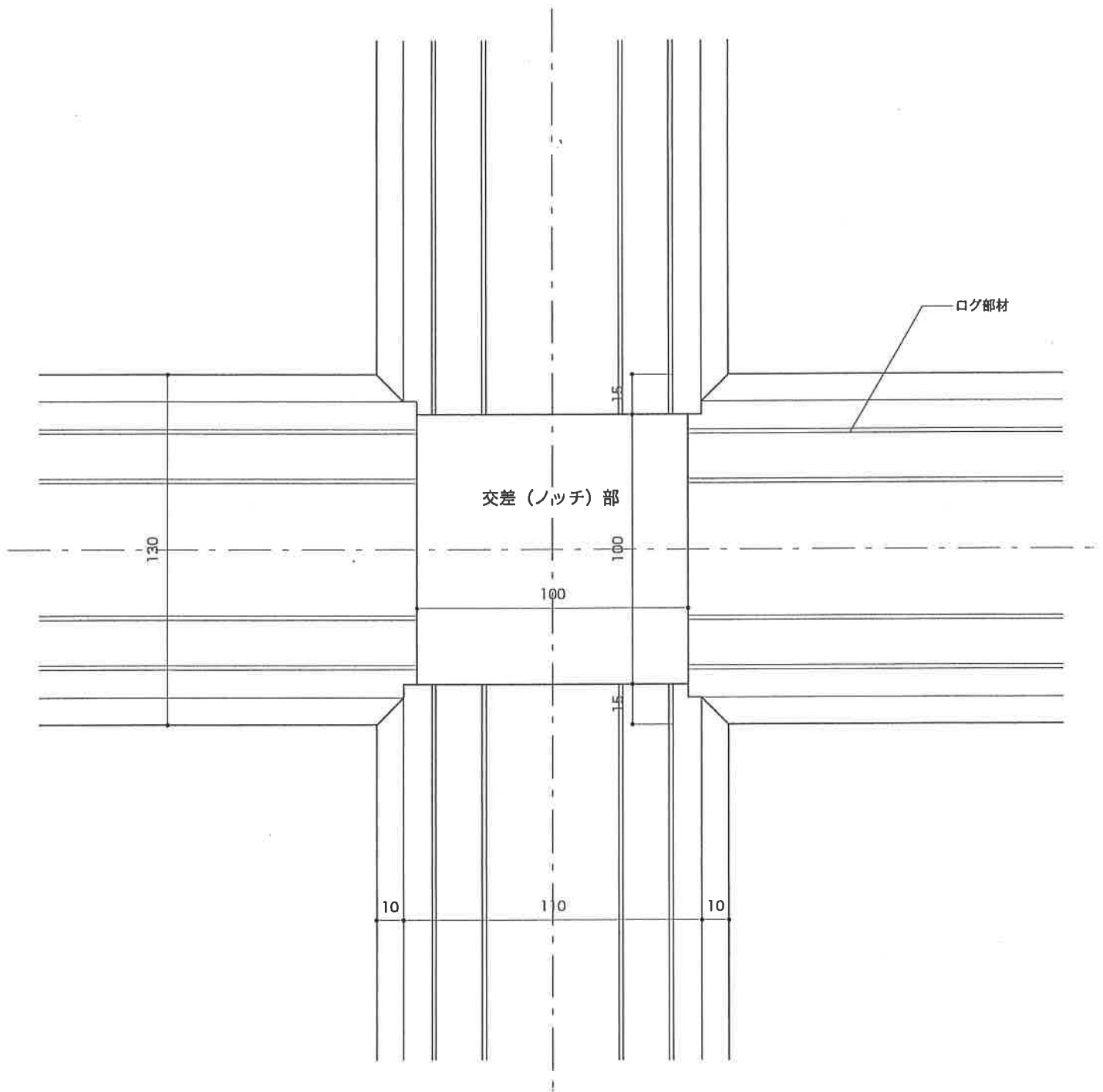
サト-1



(別添-5)

図4 (1) 交差部上面図 単位：mm

サト-1



單位：mm

[illegible]

Technical drawing of a rectangular structure, likely a cross-section of a building component. The drawing shows a rectangle with a total height of 210 (全高) and an internal height of 200 (働き高さ). The width is 30. The structure is divided into two main sections by a vertical dashed line, labeled "雄側" (left) and "雌側" (right). A horizontal line at the top is labeled "ログ部材" (log material). A vertical line on the right side is labeled "あり" (present). The drawing includes dimension lines and arrows indicating measurements and directions.

Technical drawing of a rectangular box with the following dimensions and labels:

- Top Width:** 130
- Right Side Height:** 200 (通き高さ) and 210 (全高)
- Internal Widths (from left to right):** 42.5, 7.5, 30, 7.5, 42.5
- Internal Height (from bottom to top):** 45
- Labels:**
 - 継手部 (Joint Part) - points to the central vertical section.
 - 口部材 (Mouth Part) - points to the top and bottom flaps.
 - 口グ部材 (Mouth G Part) - points to the side flaps.

(別添-7)

図2 (1) ログ部材断面詳細図 単位: mm
サト-1 (四面落し)

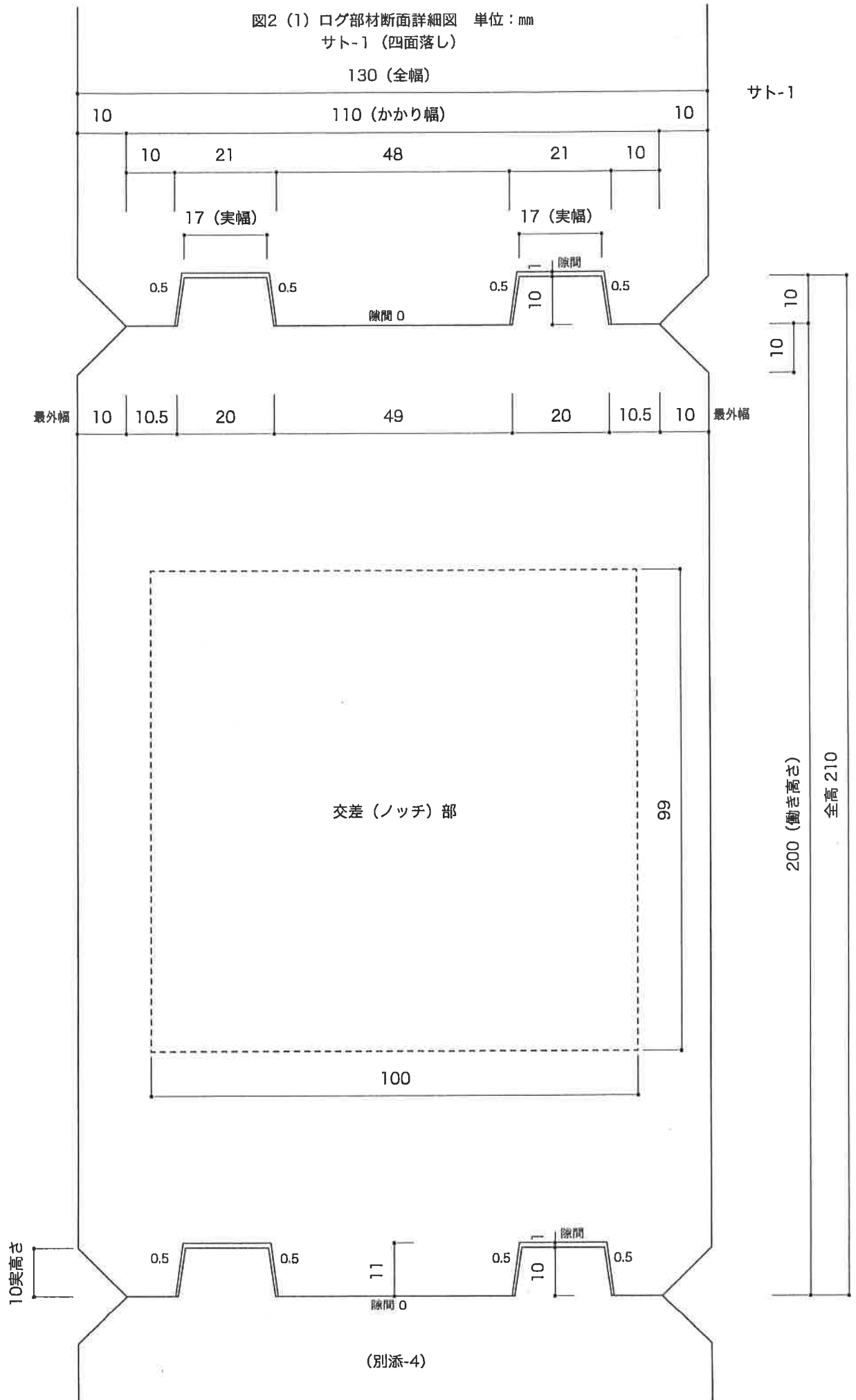
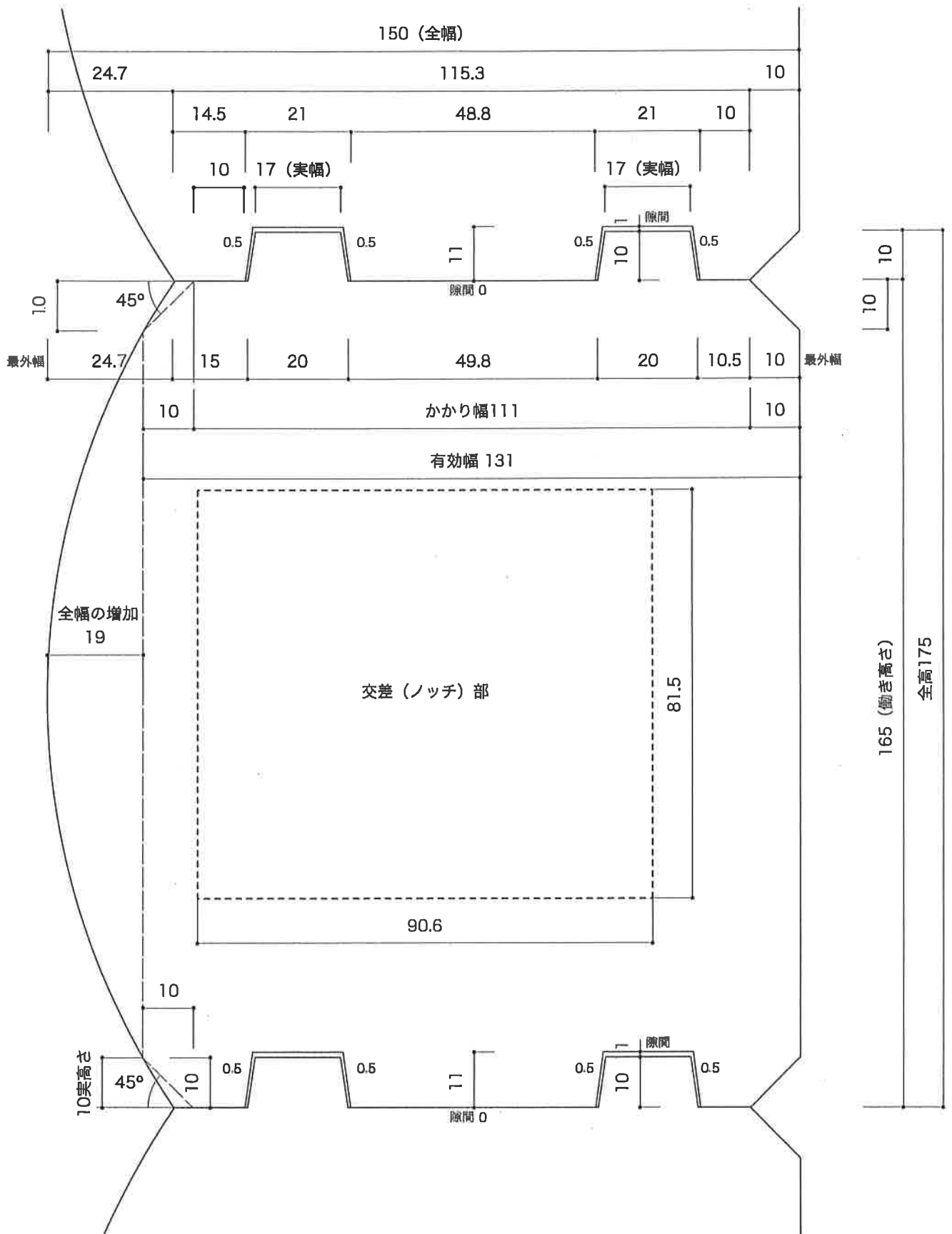


図2 (2) ログ部材断面詳細図 単位:mm
サト-2 (三面落し)

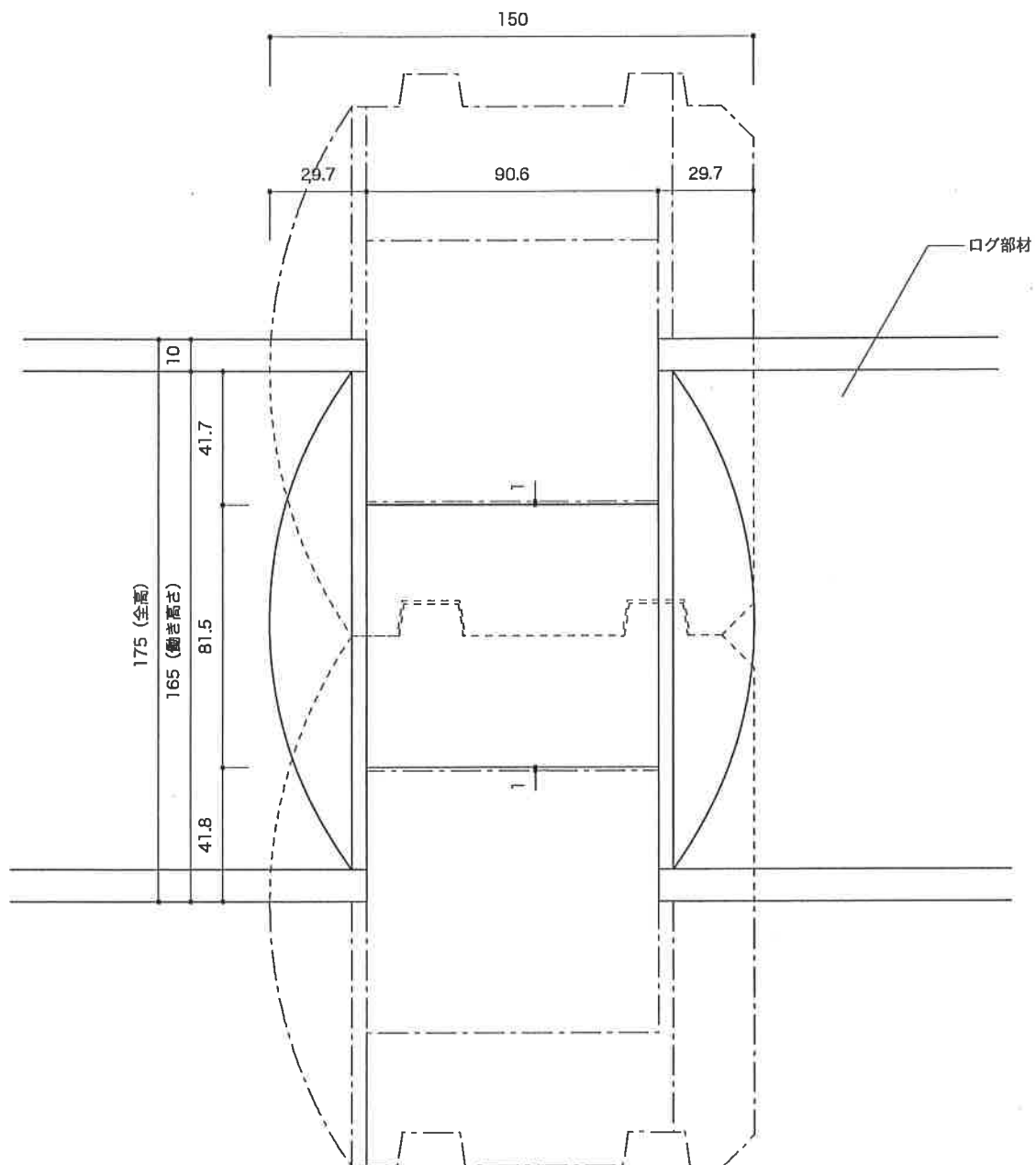
サト-2



(別添-8)

図3 (2) 交差部側面詳細図 単位：mm

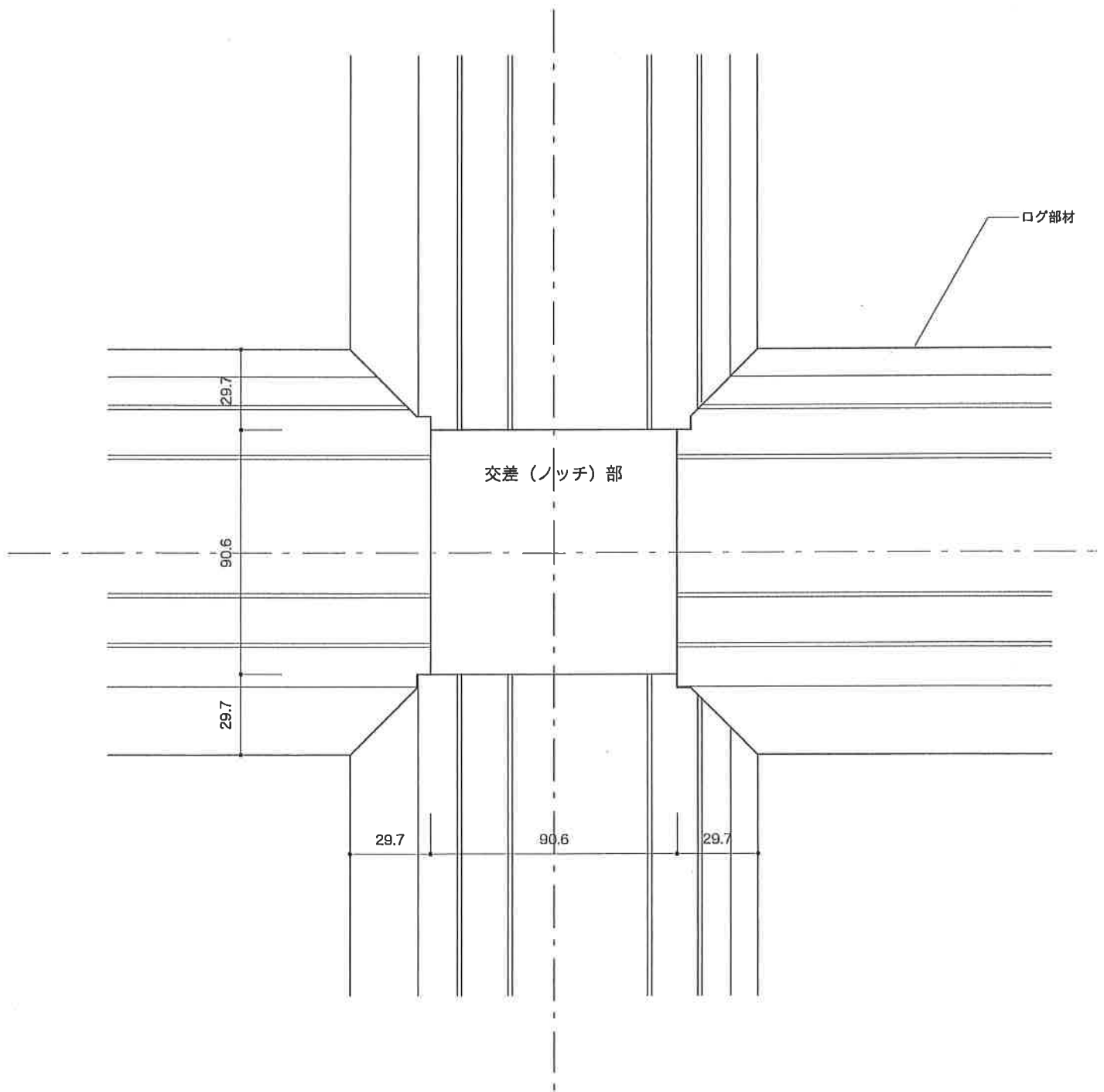
サト-2



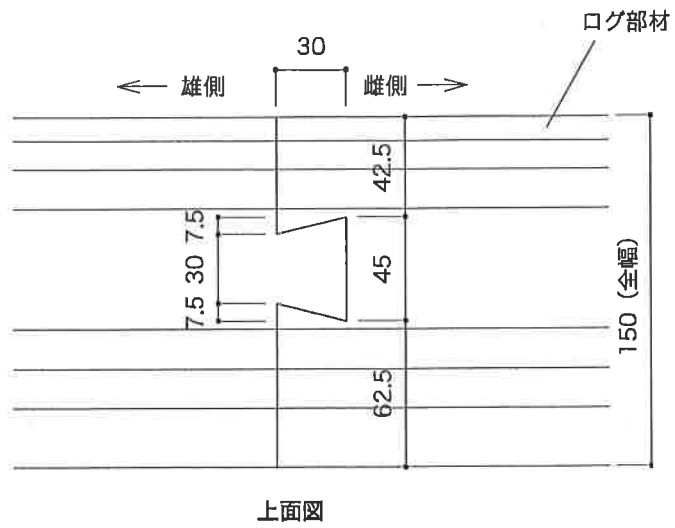
(別添-9)

図4 (2) 交差部上面図 単位：mm

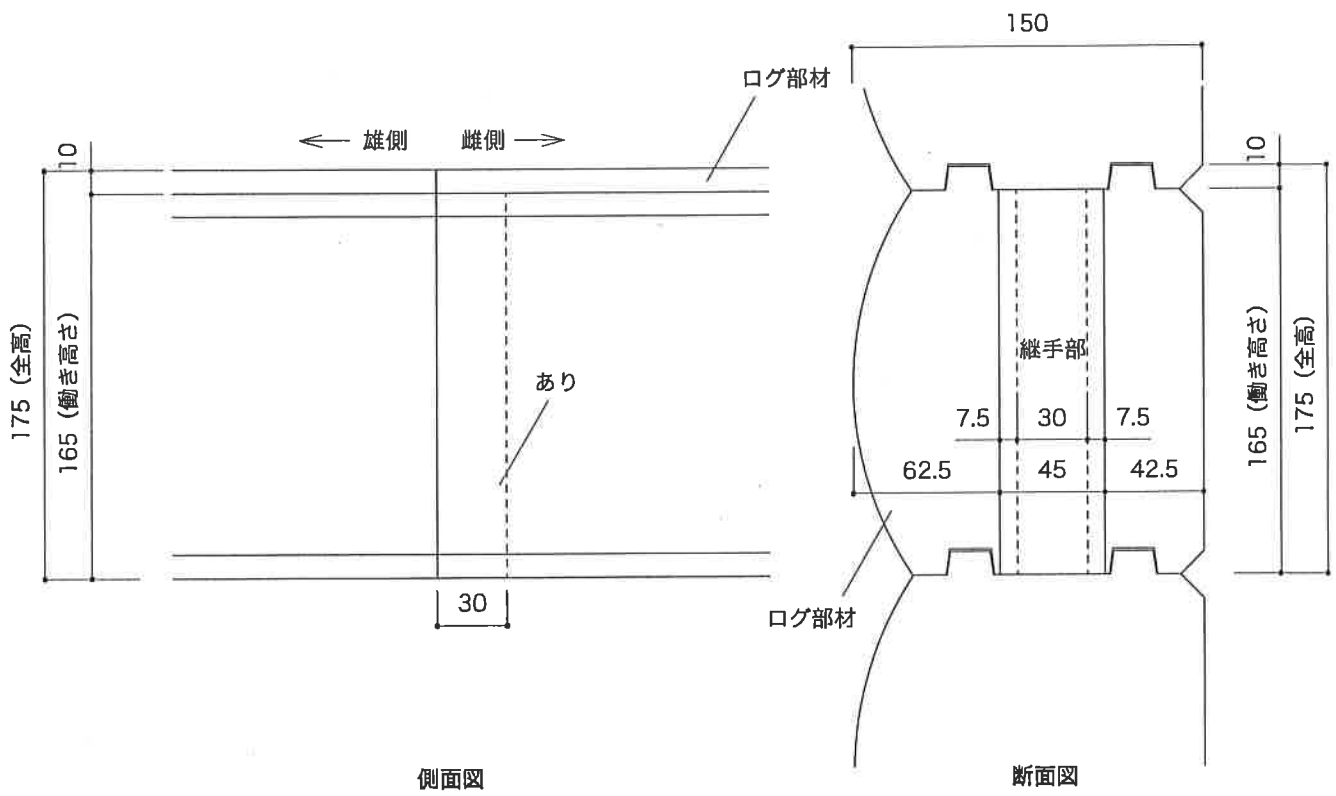
サト-2



單位：mm



上面圖



側面図

断面図

サト-3

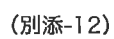


図3 (3) 交差部側面詳細図 単位：mm

サト-3

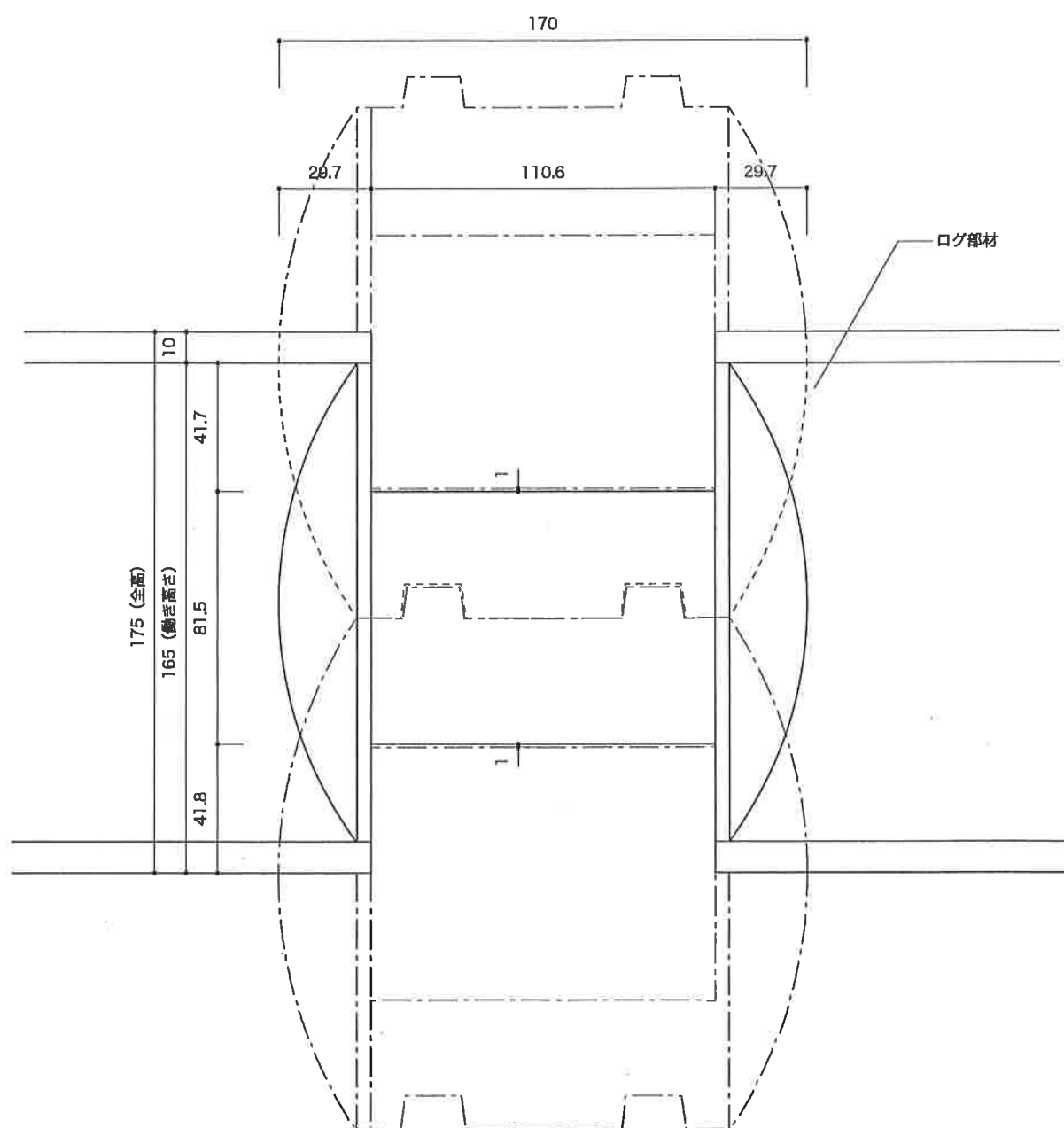


図4 (3) 交差部上面図 単位：mm

サト-3

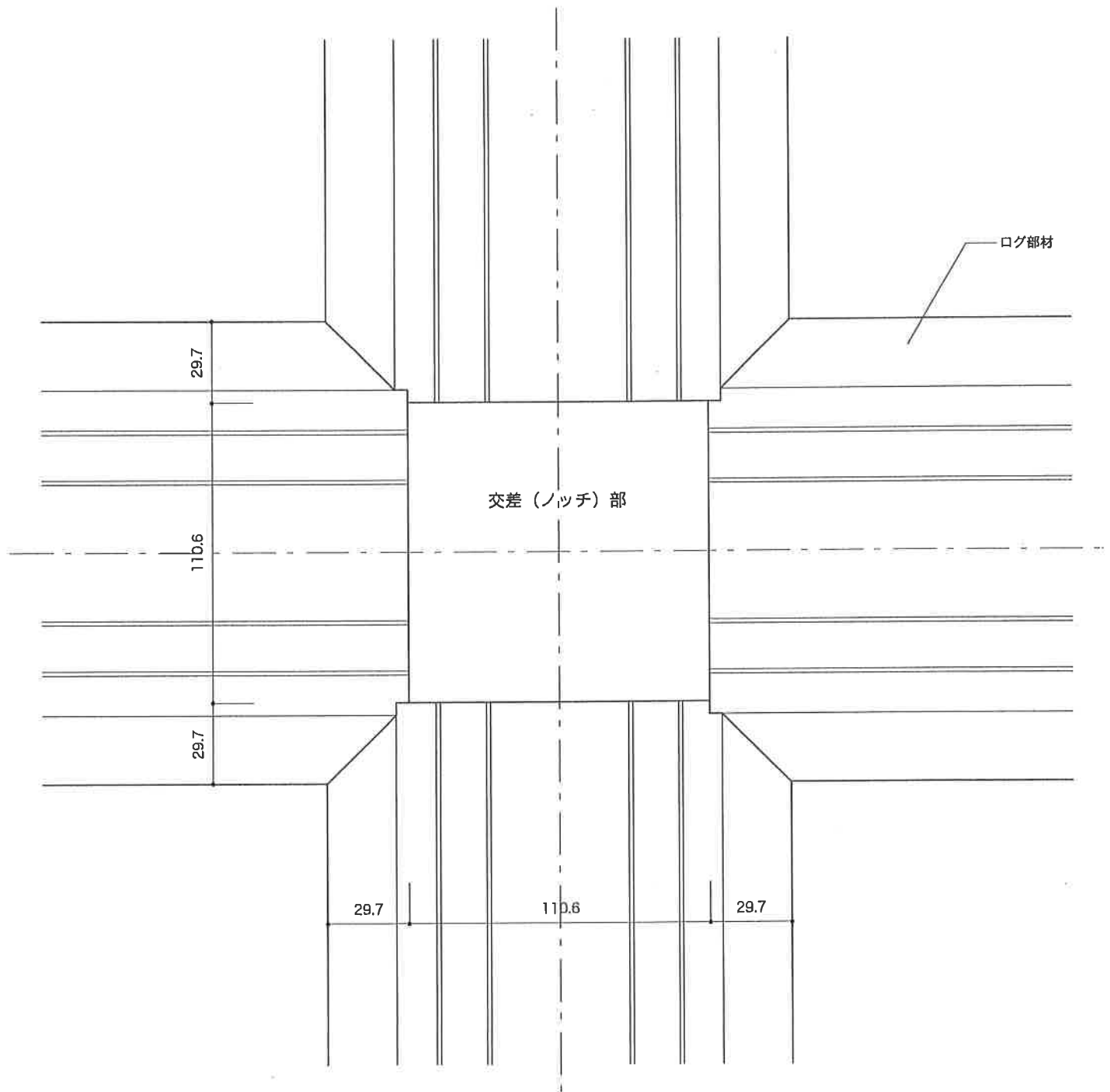
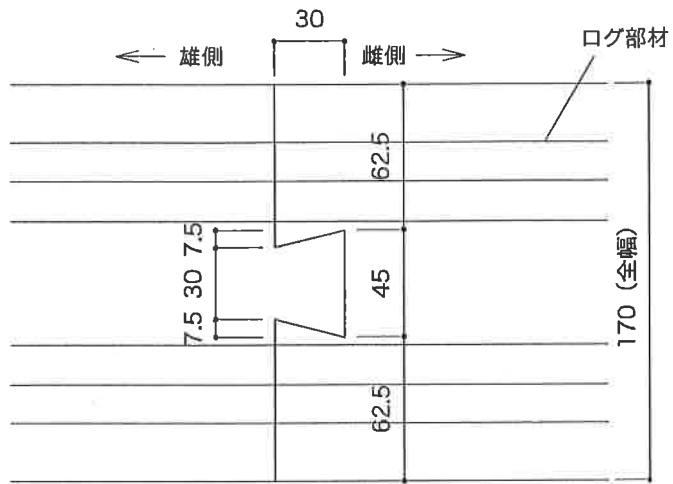


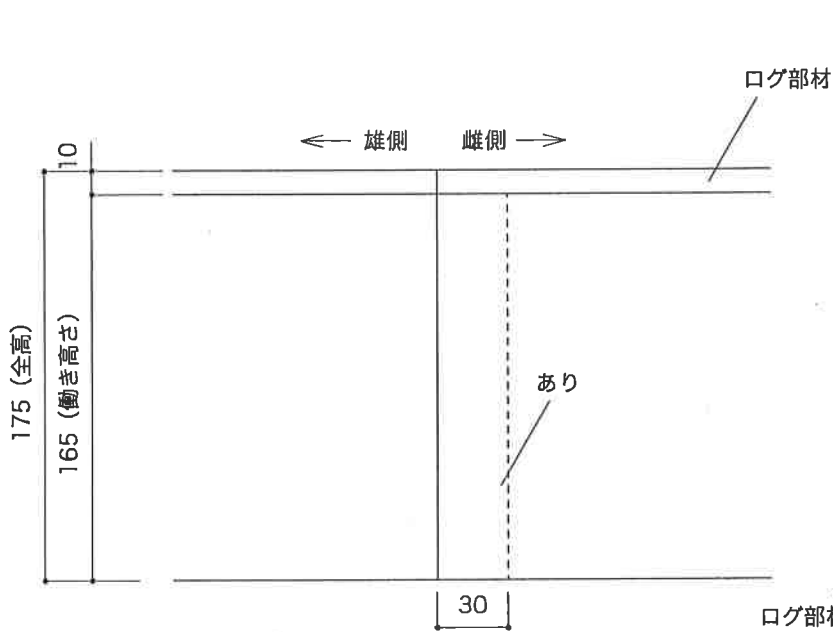
図5 (3) 継手詳細図 単位：mm

単位：mm

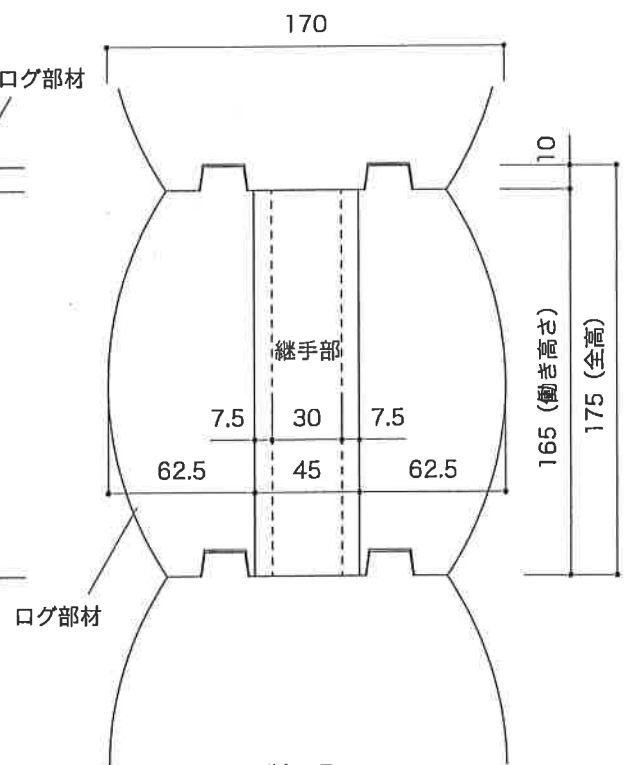
あり継手 サト-3



上面図



側面図



断面図

6. 施工方法

施工は以下の手順で行う。

- 1) 施工は、平成14年国土交通省告示第411号（建築基準法の規定に基づく構築物に関する件〔丸太組構法〕）に準拠する。

通しボルト穴及びダボ穴（径25mm以下又はかかり幅と各穴径との差が87mm以上）は、構造計算に基づき必要とされる箇所に予め加工する。

やむを得ず継手部を設ける場合には、あり継手とする。

継手部は、通しボルト穴及びダボ穴の中央から175mm以上離し、継手部を有するログ部材の相互間には、継手部を有しないログ部材が2段以上重なるように配置する。

- 2) 間仕切壁の組立て

①土台に接するログ部材は、直交する一方は下半分を切断し、他方のログ部材は交差部で半分上になるように重ねる。

②通しボルト、ダボ類は予め設けられた穴に挿入する。

③ログ部材が所定の高さまで積み上げた後、通しボルトを座金、ナットで緊結する。

株式会社佐藤林業 代表取締役 佐藤利郎 殿

一般社団法人日本ログハウス協会は、貴社が建築基準法第 68 条の 26 の規定による下記構造方法の性能評価を申請するに当たって、新たな試験を実施する代わりに財団法人日本住宅・木材技術センターが発行した性能評価番号 HWP 第 1701-47 号の準耐火試験成績書を使用することを承諾します。

なお、この報告書を使用するに当たっては、性能評価番号 HWP 第 1701-47 号の性能評価書において連名となっている下記の申請者から使用承諾を得ています。

平成 23 年 11 月 14 日

一般社団法人日本ログハウス協会

会長 中川 健一

記

1. 構造方法の構造名 丸太組構法外壁

2. 性能評価書の対象条文

建築基準法施行令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号イ、第一号ロ及び第一号ハ

[外壁(耐力)1 時間準耐火性能]

3. 連名申請者の一覧

有限会社ログホームズイズミ			山三製材有限会社	代表取締役	藤井宏之 殿
	代表取締役	和泉忠信 殿	タコウコーポレーション有限会社		
有限会社K & B	代表取締役	野村チヨ 殿		代表取締役	額根俊一 殿
セルコホーム株式会社	代表取締役	新本恭雄 殿	龍神村森林組合	組合長理事	栗原秀嘉 殿
株式会社ホーム建材店	代表取締役	木村良男 殿	株式会社キャシア	代表取締役	大田麻美 殿
有限会社笠井建築事務所	代表取締役	笠井裕康 殿	樹谷木材株式会社	代表取締役	樹谷嘉男 殿
ナスハウス工業株式会社	代表取締役	原田時近 殿	株式会社オーロラハウスジャパン		
有限会社八潮産商	代表取締役	二宮敏雄 殿		代表取締役	若林マキ子 殿
株式会社フェニックスホーム			光和物産株式会社	代表取締役	内海康仁 殿
	代表取締役	松下勝久 殿	太田川森林組合	代表理事組合長	鎔津松雄 殿
株式会社アンジ	代表取締役	山根泉 殿	ヘンミログハウス		逸見修弥 殿
株式会社新昭和	代表取締役	松田芳彦 殿	有限会社カントリー工房		
株式会社マイン・ハウゼ	代表取締役	林律子 殿		代表取締役	岡部充 殿
株式会社アールシーコア	代表取締役	二木浩三 殿	有限会社ヤマナカ建工	代表取締役	山中弘人 殿
インターナショナルビジネス株式会社			有限会社ウッディ工房	代表取締役	嶋崎健一 殿
	代表取締役	菊地邦彦 殿	株式会社グリーン企画	代表取締役	藤原嗣泰 殿
株式会社ゲストハウス	代表取締役	上田淳 殿	株式会社大商木材	代表取締役	多賀忠雄 殿
フィンランディア・コミュニケーションズ株式会社			株式会社ログキャビン創		
	代表取締役	長澤百合子 殿		代表取締役社長	藤本安人 殿
フリージアホーム株式会社	代表取締役	奥山治郎 殿	有限会社笠原建設	代表取締役	笠原千敏 殿
有限会社悠森	代表取締役	笹崎一郎 殿	有限会社トムソーヤビレッジ		
株式会社東邦コーポレーション				代表取締役	藤野博史 殿
	代表取締役	堀内俊 殿	日田郡森林組合	代表理事組合長	伊藤彌一郎 殿
株式会社平林堂・ユニオン脱脂木材			株式会社フォーユー	代表取締役	川村勲 殿
	代表取締役	平林茂衛 殿	シティー住宅株式会社	代表取締役	富尾光秀 殿